

## 少年院法案・少年鑑別所法案等の概要

### 法整備の必要性

#### 少年矯正の課題

- ① 少年の特性に応じた処遇と再犯防止対策・少年非行対策の推進（平成24年「再犯防止に向けた総合対策」、平成25年「「世界一安全な日本」創造戦略」）
- ② 少年の人権尊重と適切な処遇の実施（平成21年 広島少年院事案）
- ③ 社会に開かれた施設運営の推進

#### 法制度の現状

- 成人矯正において、平成18年に刑事収容施設法の成立（監獄法の改正）  
→ 人権尊重と適切な処遇・施設運営の透明性の確保等を実現
- 一方、現行少年院法は、昭和24年の施行後、約65年間抜本改正なし  
→ 少年院の矯正教育・少年の権利義務・職員の権限等に関する規定を明確化する必要
- 少年鑑別所に関する独立した法律はなく、現行少年院法に数箇条の規定があるのみ  
→ 少年鑑別所の役割（鑑別・観護処遇・地域社会への知見の還元）を明確にした法律を新設する必要

### 新少年院法・少年鑑別所法の制定による少年矯正の充実強化

### 法案のポイント

#### ①再非行防止に向けた処遇の充実

##### ○矯正教育の基本的制度の法定化 院

- ・ 年齢区分の撤廃等の少年院の種類の見直し〔院4条〕
- ・ 矯正教育の目的・内容・方法等の明確化〔院23～29条〕
- ・ 少年の特性に応じた計画的・体系的・組織的な矯正教育の実施〔院30～43条〕

##### ○社会復帰支援の実施 院

- ・ 保護観察所との連携の下、帰宅先の確保・就労等の支援の実施〔院44条〕
- ・ 出院者や保護者等からの相談に応じることができる制度の導入〔院146条〕

##### ○少年鑑別所の機能の強化 鑑

- 少年鑑別所に関する独立した法律の制定
- ・ 専門的知識・技術に基づいた鑑別の実施〔鑑16～18条〕
- ・ 少年の健全育成に配慮した観護処遇の実施〔鑑20・28・29条〕
- ・ 地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助の実施〔鑑131条〕

#### ②適切な処遇の実施

##### ○少年の権利義務・職員の権限の明確化 院 鑑

- ・ 外部交通（面会・信書・電話）〔院91～111条 鑑80～108条〕
- ・ 規律秩序維持の措置（制止等の措置・手錠の使用・保護室への收容等）〔院83～90条 鑑72～79条〕
- ・ 懲戒の内容・手続〔院113～119条〕

##### ○保健衛生・医療の充実 院 鑑

- ・ 社会一般の医療水準の確保の明確化〔院48条 鑑30条〕
- ・ 運動の機会の保障〔院49条 鑑31条〕

##### ○不服申立制度の整備 院 鑑

- ・ 法務大臣に対する救済の申出等の制度の創設〔院120～132条 鑑109～122条〕

#### ③社会に開かれた施設運営の推進

##### ○施設運営の透明性の確保 院 鑑

- ・ 視察委員会の設置〔院8～11条 鑑7～10条〕
- ・ 意見聴取・参観〔院7・13条 鑑6・12条〕